

【 投 薬 】

１９２ 気管支炎に対するモンテルカストナトリウム及びプラシルカスト水和物の算定について

《令和６年６月２８日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するモンテルカストナトリウム（シングレア錠等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性気管支炎
 - (2) 慢性気管支炎
- ② 次の傷病名に対するプラシルカスト水和物（オノンカプセル等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 急性気管支炎
 - (2) 慢性気管支炎

○ 取扱いを作成した根拠等

気管支炎は、様々な原因（細菌・ウイルス感染、喫煙等）により気管に炎症が起こる疾患で、症状の持続期間により急性と慢性に分かれる。

モンテルカストナトリウム（シングレア錠等）とプラシルカスト水和物（オノンカプセル等）はロイコトリエン受容体拮抗作用による気管支（気道）収縮抑制ならびに粘膜分泌抑制作用を示す。したがって、本剤の添付文書に示された効能・効果である「気管支喘息、アレルギー性鼻炎」の症状は改善させるが、気管支炎そのものは、ロイコトリエンが関与する病態ではないことから、有用性は低いと考えられる。

以上のことから、上記①②の傷病名に対するモンテルカストナトリウム（シングレア錠等）、プラシルカスト水和物（オノンカプセル等）の算定は、原則として認められないと判断した。